

第5回熊本県地域医療構想調整会議

次 第

日 時： 令和元年（2019年）7月8日（月）
15：00～（2時間程度）

場 所： ホテル熊本テルサ1階「テルサルーム」

開 会

議 事

議長・副議長の選出について

- 1 外来医療計画について 【資料1】
- 2 病床機能転換整備事業への補助について 【資料2】

報 告

- 3 各構想区域の地域医療構想調整会議の協議状況及び今後の協議について 【資料3】
- 4 平成30年度病床機能報告（確定値）結果について 【資料4】
- 5 地域医療介護総合確保基金（医療分）について 【資料5】
- 6 在宅医療について 【資料6】

閉 会

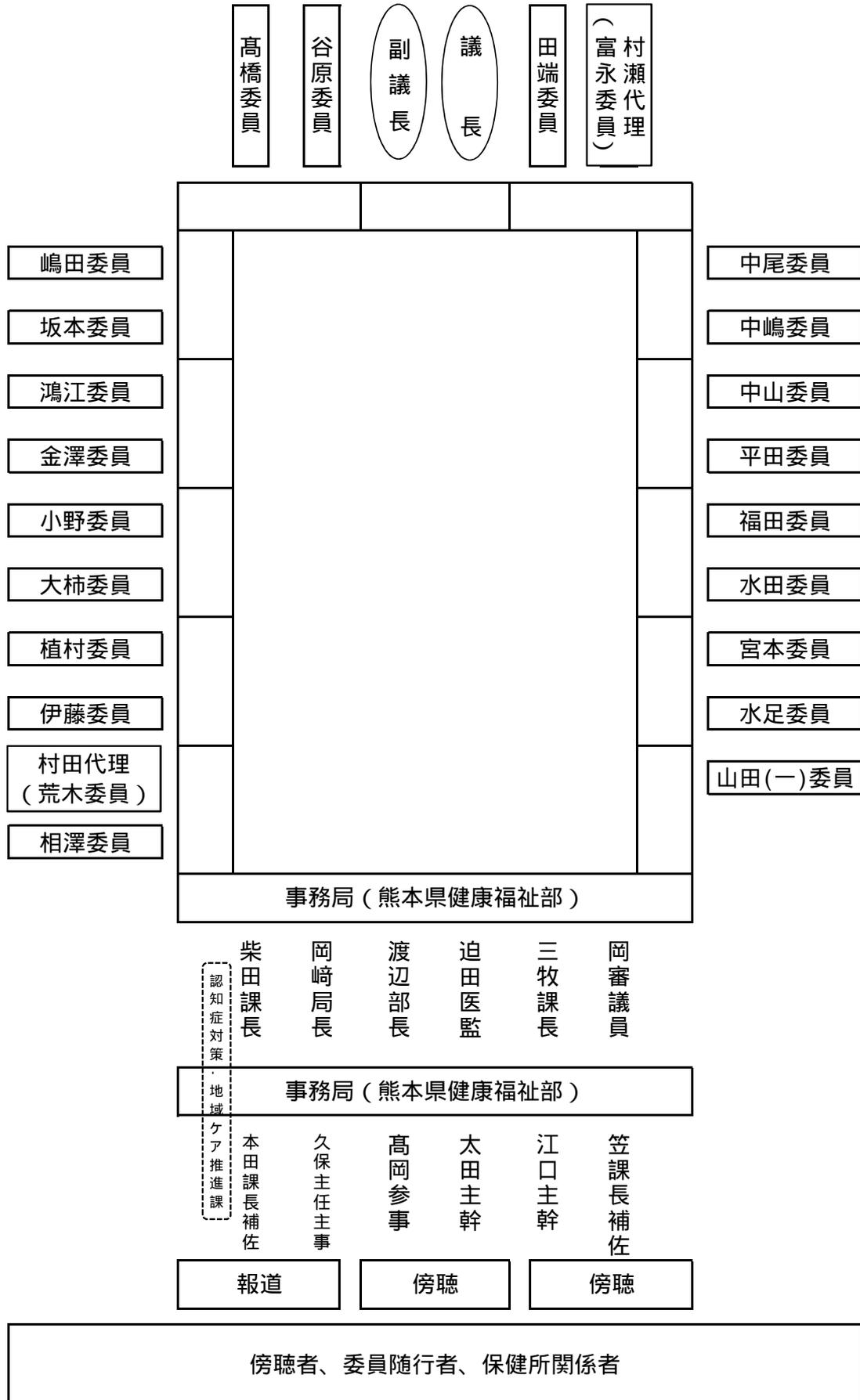
第5回熊本県地域医療構想調整会議 出席者名簿

任期：令和3年（2021年）3月31日まで

（五十音順・敬称略）

No.	氏名	所属・役職	出欠	備考
1	相澤 明憲	公益社団法人熊本県精神科協会 会長		
2	荒木 泰臣	熊本県町村会 会長（嘉島町長）	代理	代理 総務課主幹 村田 康宏
3	伊藤 明彦	一般社団法人熊本県歯科医師会 会長		新委員
4	植村 正三郎	公益社団法人熊本県医師会 地域医療構想担当理事		
5	大柿 悟	診療所代表（ひらきクリニック 副院長）		
6	小野 友道	熊本大学 名誉教授		
7	金澤 知徳	慢性期機能を担う医療機関代表（青磁野リハビリテーション病院 理事長）		
8	鴻江 圭子	熊本県老人福祉施設協議会 地域医療構想担当理事		
9	坂本 不出夫	急性期機能を担う医療機関代表（国保水俣市立総合医療センター 水俣市病院事業管理者）		
10	嶋田 晶子	公益社団法人熊本県看護協会 会長		
11	高橋 毅	国立病院機構熊本医療センター 院長		
12	谷原 秀信	熊本大学病院 病院長		
13	田端 高志	熊本市健康福祉局長		新委員
14	富永 孝治	公益社団法人熊本県薬剤師会 会長	代理	代理 副会長 村瀬 元治
15	中尾 浩一	済生会熊本病院 院長		
16	中嶋 憲正	熊本県市長会 会長（山鹿市長）		
17	中山 広海	熊本県保険者協議会 委員		新委員
18	平田 稔彦	熊本赤十字病院 院長		
19	福田 稔	公益社団法人熊本県医師会 会長		
20	水田 博志	公益社団法人全国自治体病院協議会 熊本県支部支部長		
21	水足 秀一郎	回復期機能を担う医療機関代表（山鹿中央病院 理事長）		
22	宮本 憲司朗	在宅医療を担う医療機関代表（八代更生病院 理事長）		新委員
23	山田 一隆	病院代表（大腸肛門病センター高野病院 理事長 院長）		
24	山田 和彦	一般社団法人熊本県老人保健施設協会 会長	欠席	

第5回熊本県地域医療構想調整会議 配席図



熊本県地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想(以下「地域医療構想」という。)の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、熊本県地域医療構想調整会議(以下「県調整会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 県調整会議は、地域医療構想の推進に必要な次の事項について協議する。

- (1) 県内の一般病床及び療養病床を有する病院・診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度等による現状の共有に関する事項
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に関する事項
- (4) 地域医療介護総合確保基金を活用した具体的な事業に関する事項
- (5) その他の地域医療構想の推進に必要な事項

(組織)

第3条 県調整会議の委員は、医療及び介護関係者、医療保険者、学識経験者その他の関係者等で構成する。

- 2 委員の任期は、承諾の日から承諾日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(議長及び副議長)

第4条 県調整会議に議長及び副議長を1人置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、県調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 県調整会議は、議長が招集する。

- 2 県調整会議は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(会議の報告)

第6条 議長は、必要と認めるときは、県調整会議における意見をまとめて、関係会議に報告する。

(庶務)

第 7 条 県調整会議の庶務は、熊本県健康福祉部健康局医療政策課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、県調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 6 月 8 日から施行する。